

1

2

3

4

5

6

7

8

## 第3章

贈与と財産移転に関する節税アイデア

## 連年贈与とみなされた場合の処理は？

毎年110万円ずつ、10年間にわたって贈与した場合

**110万円×10=1100万円の贈与**

## 納税者の見解は？

- 贈与税の基礎控除の範囲内の贈与である
- したがって、贈与税はかからない

## 税務署の見解は？

- 最初の年は贈与の契約が交わされただけ
- 贈与が完了するのは10年後の分割贈与である
- 最初から1100万円贈与の意思があった

## このケースの場合

**1100万円贈与の意思があったものとして**  
**396万円(※)の贈与税を課税する**

※(1100万円-110万円)×40%=396万円

なお、贈与合計金額1100万円は相続税法24条の定期金に関する権利の評価方法が適用されると、評価額が下がり、贈与税額が減少する可能性がある

## Point

**連年贈与とみなされないよう、毎年契約書をつくるなど、細かい工夫をしておこう**

そのほかに、今年が110万円、来年は111万円というように、毎年贈与する金額を変

えたり、今年が現金で来年は有価証券というように、贈与する財産を毎年変えていけば万全です。